

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年5月27日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年5月27日（金）午前9時30分～ 東庁舎1階会議室101

2 出席者

障害福祉課 鈴木課長、山本主査 岩井主任主事

3 件名

白井市障害者支援センターの指定管理者の公募による選定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・公募により、事業内容の拡充を検討しているか
 →現在もすでに複数のサービスを提供しており、福祉サービスの種類自体を増やすわけではないが、一般相談の内容や市との役割分担を明確にし、充実させていく予定である。

・募集期間が1か月となっているが、新規業者が参入するためには、期間が短いのではないか。
 →庁内の他の施設における指定管理者施設の募集期間（1か月）と合わせたものだが、募集する指定管理者の業種によっては、1か月以上の募集期間が設けられる方が望ましいため、公共施設マネジメント課と相談し、可能であればスケジュール調整をしていく。

・利用者や家族に対して必要な説明をしっかりと行ってほしい。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部 障害福祉課

件名	白井市障害者支援センターの指定管理者の公募による選定について							
現状・課題	<p>障害者支援センターは、平成22年度の設置当初より、指定管理者を非公募により選定しており、これまで同一の社会福祉法人(平成28年の社会福祉法人化以前は、その前身)に管理運営を委託している。今までの選定においては、利用者と事業者間の信頼に基づく継続的なサービスの提供が重要であるという父母の会等の要望や、当時、市内を中心としたサービス提供を行っている事業者が少なく、市内事業者の育成が必要であるという理由から、非公募により、市内での実績が高い同法人を選定した。</p> <p>しかしながら、前回の指定以降、県内・市内には同種のサービスを実施する事業者が増えており、『公の施設の指定管理者制度導入に関する指針』に定める非公募の要件である、「専門的かつ高度な技術を有する者」が一者に限定されているとは言えない。また、利用者・家族が、同一法人による運営の継続を希望している現状にあるものの、公募の実施により、サービスの質のさらなる向上を目指すことで、長期的にみて、利用者や家族の利益につながると判断される。公平性・競争性・透明性の観点からも、より多くの事業者の参入の機会を設けることが望ましい。</p>							
付議事案	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・公募への切り替えにより、より公平性が担保された選定方法とすること ・指定管理の受け皿を広く募集することで、地域の福祉サービス事業者のさらなる育成の機会を設けること ・応募事業者間の競争により、福祉サービスの質の向上を図ること 						
	対応方策	令和5年度から令和9年度までの、障害者支援センターの指定管理者の募集を公募により行う。						
論点(決定を要する事項)	平成22年度より非公募による選定を行ってきた障害者支援センターについて、公募へと選定方法を変更することの可否							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	特に意見なし							
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者募集期間(7月15日～8月15日の1か月間) ・選定審査会・選定審査会答申(9月中旬) ・議案検討(10月上旬) 							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	有	R4年12月議会上程		広報・HP等	有	R4年7/15号に掲載	
	市民参加	無						
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (_____ まで)							
参考情報	関係法令等	白井市障害者支援センターの設置管理に関する条例						
	関係課							
	事業費	47,871 千円 (うち特定財源 _____ 千円)						
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

(補足資料) 障害者支援センターの運営状況に関する詳細および他市(県内)の状況について

I 障害者支援センターについて

1 基本情報

(1) 所在地 白井市南山 1-8-1

(2) 運営事業

	事業項目		根拠等	運営財源	指定管理料
①	施設・設備の維持管理		指定管理センターの管理に関する基本協定書	法定の事業報酬その他利用者負担金及び実費徴収により得られる収入をもって充てる	—
②	生活介護事業※		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)	自立支援給付・障害児通所支援給付から報酬あり	—
③	放課後等デイサービス事業※				児童福祉法
④	日中一時支援事業※		白井市日中一時支援事業実施規則	市委託料あり	—
⑤	相談支援事業	計画相談※	障害者総合支援法及び児童福祉法	自立支援給付・障害児通所支援給付から報酬あり 指定管理料として当該事業人件費・事務費を交付	—
⑥		一般相談			○

注) ②～⑤(※マーク)については、指定障害福祉サービス・障害児通所支援サービスとして、別途財源あり。当該サービスは他事業所でも実施しているが、市の指定管理受託に伴い、重度の障害者・強度行動障害児者を積極的に受け入れている。

2. 指定管理の経過

- ・ H22 年度～H24 年度 現在地にて指定管理開始 (3 年間)
- ・ H25 年度～H29 年度 指定管理更新 (5 年間)
- ・ H30 年度～R4 年度 指定管理更新 (5 年間)
- ・ R4 年度当初予算で債務負担行為を設定 (R5 年度～R9 年度)

II 障害福祉サービス・障害児通所支援サービスの事業所整備状況

1 白井市

事業項目	範囲	単位	H29	H30	R元	R2	R3
生活介護事業	法人（事業所）数	か所	3(5)	3(5)	4(6)	4(6)	4(6)
放課後等デイサービス事業	法人（事業所）数	か所	3(3)	3(3)	4(4)	4(4)	5(5)
日中一時支援事業	契約法人（事業所）数	か所	16(27)	19(28)	24(30)	19(28)	20(26)
計画相談支援・障害児相談支援	法人（事業所）数	か所	3(3)	3(3)	3(3)	4(4)	6(6)

2 千葉県

事業項目	範囲	単位	H29.4.1時点	R2.4.1時点
生活介護事業（※1）	事業所数	か所	421	539
放課後等デイサービス事業（※1）	事業所数	か所	566	813
計画相談支援（※2）	事業所数	か所	379	478
障害児相談支援（※2）	事業所数	か所	289	368

（※1）千葉県事業所一覧より （※2）千葉県障害福祉計画より

III 県内の障害福祉サービスの指定管理に関する公募・非公募の状況

公募・非公募の別	自治体	施設名	主たるサービス種別
公募	千葉県	袖ヶ浦福祉センター	生活介護・施設入所支援・障害児等療育支援事業
	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市福祉作業所	生活介護・就労継続支援B型
	佐倉市	佐倉市南部よもぎの園	就労継続支援B型・日中日帰りショートステイ事業
	成田市	成田市あじさい工房	日中一時支援
	船橋市	船橋市みどり園 北総育成園	生活介護・就労継続支援B型・相談支援・日中一時支援・短期入所・自立訓練・施設入所支援
	柏市	柏市朋生園	生活介護・就労継続支援B型
非公募	千葉市	大宮学園・桜木園・障害者福祉センター・療育センター	生活介護・就労継続支援B型 相談支援・日中一時支援・就職移行支援